

## ◎特定外来生物による生態系等に係る

### 被害の防止に関する法律の一部を改

#### 正する法律

(平成二十五年六月一二日法律第三八号)

#### 一、提案理由(平成二十五年五月二一日・参議院環境委員会)

○国務大臣(石原伸晃君) たいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国において生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物としてその輸入、飼養等を規制し、国等による防除等を行うことにより、外来生物対策の推進に寄与しているところとす。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

また、生物多様性基本法が平成二十年に制定され、さらに、平成二十二年の生物多様性条約第十回締約国会議において採択された愛知目標の中に、侵略的外来種を制御、根絶するための対策等を講じることが位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、外来生物対策を一層推進することが求められています。

一方、特定外来生物が交雑することにより生じた生物による生態系等に係る被害が懸念されるなどの状況にあります。

この法律案は、このような状況を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための施策を一層強化するための措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主な内容を説明申し上げます。

第一に、外来生物の定義を改定し、外来生物が交雑することにより生じた生物を外来生物に含めることとしております。

第二に、現在例外なく禁止されている特定外来生物の放出等について、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けた場合及び防除の目的で主務大臣の確認又は認定を受けた場合は例外として行えることとしております。

第三に、主務大臣による措置命令の対象を許可なく飼養等をしている者等に拡大するとともに、措置命令の内容として、特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした特定外来生物の回収

等を新たに規定することとしております。

第四に、主務大臣等が防除のためにその職員に所有者等不明の土地への立入り等をさせる場合の手續を規定することとしております。

第五に、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の検査及び特定外来生物が付着し、また混入している輸入品等の消毒又は廃棄の命令を規定することとしております。

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、参議院環境委員長報告(平成二五年五月二四日)

○北川イッセイ君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための施策を強化するため、特定外来

生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象に追加するとともに、特定外来生物が付着し又は混入しているおそれがある輸入品の検査等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国内希少種について二〇二〇年までに三百種を追加指定すること等の確認、環境省のレッドリスト掲載種と国内希少種との関係、国内希少種等の選定に係る調査等を行うための専門家による常設の科学委員会を設置する必要性、特定外来生物との交雑種による被害の実態及び今後の対応方針、国内由来の外来種による被害の事例及び対策の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

.....(略).....

次に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して根絶に向け防除を進めること。

二、特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることに鑑み、本法の施行後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早期に着手すること。

三、特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要な対策について万全を期すよう努めること。

四、本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸入品等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

五、現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等の情報提供に努めるとともに、財政支援等必要な措置を講ずること。

六、東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震とこれに伴う巨大津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講ずること。

右決議する。

三、衆議院環境委員長報告(平成二五年六月四日)

○吉野正芳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、特定外来生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象に追加するとともに、特定外来生物が附着し、または混入しているおそれがある輸入品等の検査等、所要の措置を講ずるものであります。

両法律案は、参議院先議に係るもので、種の保存法改正案につきましては修正議決の上、本院に送付され、五月二十九日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月三十一日、石原環境大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取し、また、参議院における種の保存法改正案の修正部分について修正案提出者から趣旨の説明を聴取し、本日、質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して根絶に向け防除を進めること。

二 特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることの鑑み、本法の施行後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早期に着手すること。

三 特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要な対策について万全を期すよう努めること。

四 本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸入品等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。

五 現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等の情報提供に努めるとともに

に、財政支援等必要な措置を講ずること。

六 東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震とこれに伴う巨天津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講ずること。